最終更新日：2018年12月20日

株式会社ACKグループ
代表取締役社長　野崎　秀則
問合せ先：取締役統括本部長　森田　信彦
証券コード：2498
http://www.ack-g.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、社会環境全般から企業の事業活動に至るまで幅広い分野において知的サービスを提供しております。経営に当たっては、「世界の人々の豊かなくらしと夢の創造」という経営理念のもと、顧客、株主をはじめ社員やその家族など関係する全ての人々を永続的に満足させるために、経営の透明性、効率性、企業の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスを発揮させることを基本方針としております。これらを満足させるためには、権限と責任の明確化、意思決定及び業務執行の迅速化、法令遵守の徹底を目指すとともに、内部統制の実効性を高め、監督機能を有効に機能させることが必要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ＡＣＫグループ社員持株会	724,695	12.82
オリエンタル白石株式会社	250,000	4.42
パシフィックコンサルタンツグループ株式会社	236,400	4.18
株式会社三井住友銀行	223,600	3.95
平野　利一	161,700	2.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	156,400	2.76
住友不動産株式会社	152,600	2.70
日本生命保険相互会社	152,000	2.68
清野　茂次	141,000	2.49
第一生命保険株式会社	140,000	2.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主を有しておりませんので、該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　明人	弁護士											
田代　真巳	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　明人	○	企業行動規範に関する規則第7条に規定する独立役員であります。	法律の専門家としての幅広い実績と見識を持つ弁護士であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、当社の独立役員として指定しております。
田代　真巳	○	企業行動規範に関する規則第7条に規定する独立役員であります。	当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、同行は当社の意思決定に著しい影響を及ぼす主要な取引先ではありません。したがって、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、当社の独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会と会計監査人は監査計画説明会及び情報交換会を開催し、監査の計画・実施内容を説明するとともに意見交換を行うことで、相互に監査状況の把握と監査計画の修正や実施の一助としております。さらに、必要に応じて適宜コミュニケーションを取り合い、協力関係を構築することで、監査精度を高めております。また、監査役会は会計監査人から会計監査の実施内容及び結果について報告を受け、監査意見の形成に役立てております。
監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査、その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門である内部統制室と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。特に、内部統制システムに係わる状況及び財務報告に係る内部統制の状況とその監査結果等については内部統制室長より説明を受け、相互に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
圓山　卓	弁護士													
町田　英之	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
圓山　卓	○	企業行動規範に関する規則第７条に規定する独立役員であります。	企業法務に精通し、専門家としての豊富な知識・経験を有する弁護士であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、当社の独立役員として指定しております。
町田　英之	○	企業行動規範に関する規則第７条に規定する独立役員であります。	財務及び会計に関する豊富な知識・経験と高い倫理観を有する公認会計士であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、当社の独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役（社外取締役を除く）及び主な子会社の取締役に対して、中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上や、株主の皆様との一層の価値共有を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年9月期における当社取締役に対する役員報酬等は、52,681千円を支給しております。なお、取締役の報酬限度額は、株主総会決議により年額230百万円以内（使用人分給与は含まない）、また、譲渡制限付株式を付与するための報酬として年額26百万円以内と定められております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

常勤監査役は、毎月1回開催する監査役会において、他の社外監査役と情報交換等を行っております。
また、取締役会や監査役会の開催に際しては、常勤監査役が資料の事前配布及び事前説明を社外監査役に行う等のサポートを行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．業務執行
（1）取締役会
取締役会は、7名の取締役で構成されており、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。議論を活発化させ、かつ意思決定を迅速にするために取締役の人員は少数としております。また、平成21年12月22日開催の定時株主総会において取締役の任期は1年といたしました。取締役会では、法令又は定款で定められた事項や、経営の重要な事項について審議・決議しております。

（2）執行役員
業務執行体制を強化し、より機動的かつ効率的な業務運営を行うため、平成21年12月22日より執行役員制度を導入いたしました。

（3）グループ会社管理体制
グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「関係会社管理規則」に従い、各社で管理すべき事項を定めております。グループ会社の管理体制といたしましては、連結利益計画を作成し、予実管理を徹底しております。また、グループ会社の業務執行状況の監督、グループ全体に係る課題を解決するため定期的にグループ社長会、ガバナンス強化会議を開催するとともに、必要に応じ、グルー

プ個別会議を開催しております。
1) グループ社長会
　グループ社長会は、原則として四半期に1回開催しており、当社の取締役、常勤監査役及びグループ会社の代表取締役で構成され、グループ全体に係る課題について討議の上、各社へ指示を行っております。
2) グループ個別会議
　グループ個別会議は、当社の統括本部長、グループ会社の代表取締役で構成され、グループ会社の業績を中心とした課題について個別に協議の上、各社へ指示を行っております。
3) ガバナンス強化会議
　ガバナンス強化会議は、当社の取締役、常勤監査役、内部統制室長及び代表取締役が指名する者で構成され、グループ会社の業務執行状況、発生したリスク情報等について報告され、改善等について討議の上、各社へ指示を行っております。

2. 監査・監督
(1) 監査役・監査役会
　監査役会は、3名の監査役で構成され、2名が社外監査役であり、原則として毎月1回開催しております。社外監査役は、弁護士及び公認会計士であり、それぞれの豊富な経験や高い専門能力を有し、適切な監査を実施できる有識者が選任されております。なお、社外監査役2名を東京証券取引所の上場規程で定める「独立役員」として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
　監査役は、株主総会、取締役会に出席するほか、常勤監査役はグループ経営会議等に出席しております。各監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行を監査することにより、コーポレート・ガバナンスを発揮する重要な役割を担っております。

(2) 内部監査
　当社の内部監査は、内部統制室を設け、1名を配置しております。内部統制室は「監査基本計画書」に基づき、当社及びグループ会社の業務全般にわたる内部監査を実施し、「監査実施報告」をとりまとめ、社長に提出するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。
　また、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携がコーポレート・ガバナンスの充実につながるとの認識から、三者間の相互連携によって、監査精度の向上と効果的な改善が図れるよう努めております。

(3) 会計監査人
　当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

3. 指名
　取締役候補者は、取締役会規則により、代表取締役が取締役会に諮ることで選定されます。
　監査役候補者は、監査役会規則により、取締役会で諮られ、監査役会の同意を得た上で選定されます。ただし、監査役会が予め監査役候補者を推薦し、株主総会の目的又は議案として提出することを取締役に請求することができます。

4. 報酬決定
　取締役の報酬額は、株主総会決議における限度額の範囲内で、その配分を取締役会で決定し、監査役の報酬額は、監査役の協議（全員一致）をもって決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　当社では、社外監査役が取締役会へ出席する等、外部の目を通した中立的な立場から経営の意思決定と執行を監視しております。また、会計監査についても会計監査人による監査を行っており、経営の監視機能の面においてはその専門性、独立性の観点からも十分に機能する体制が整っており、これら現行の体制により、当社のコーポレート・ガバナンス体制は適切に監査・監督されていると判断しております。なお、社外取締役2名及び社外監査役2名は独立役員として届出を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	報告事項、決議事項の内容理解を促進するため、株主総会資料の要旨をとりまとめたプレゼンテーション資料を別途作成し、株主総会会場において投影することで、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・第2四半期決算発表後に、アナリスト・機関投資家等を対象とした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブページ（https://www.ackg.jp/）の「IR情報」欄において、「決算短信」、「有価証券報告書」、「事業報告書」、「電子公告」、「財務情報（経営指標等）」、「IRカレンダー（決算発表日等）」、「決算説明会」、「株主総会（招集通知・決議通知）」、「株価情報」等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	統括本部内に、IR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念である「世界の人々の豊かなくらしと夢の創造」に基づき、健全な企業活動を通じて適正利潤を追求し、継続的な発展に貢献することで、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応えることを目指しております。 この責任につきましては、「企業行動憲章」内の「役職員行動規範」に盛り込まれており、当社役員及び従業員は、この規範に従って業務を遂行しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	２０２５年ビジョンにおいて「社会価値創造企業」を掲げ、魅力ある社会づくり、持続可能な社会づくりを進めています。これは、2015年9月に国連サミットにおいて2030年に向けた「持続可能な開発のための目標（Sustainable Development Goals :SDGs）」の活動に符合するものと捉えています。 また、SDGsの取り組みは、企業としての社会的責任（CSR）であり、また社会との共通価値創造（CSV）の取り組みであると考えます。このため、当社は、「社会価値創造企業」として社会に貢献するために、SDGsに向けた活動を念頭に、CSR活動やCSV活動の取り組みを進めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「役職員行動規範」内に「適切な情報開示」を定め、法令等に定められている企業情報の開示 だけでなく、株主をはじめとするステークホルダーに対して適切かつ迅速に情報を開示して、企 業の透明性を高めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役･使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役･使用人は、内部統制規則およびコンプライアンス経営規則に従い、法令･定款および社会規範を遵守した行動をとる。

(2) コンプライアンスの統括部署は、コンプライアンスに関する取り組みについて統括し、また取締役･使用人に対してコンプライアンス教育を行う。

(3) 内部監査部門として内部統制室は、コンプライアンスの状況を監査する。

(4) 取締役･使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに情報管理責任者に報告し、またこれらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくすための仕組み (社内通報規定) により補完する。

(5) 監査役は、当社の法令遵守体制および社内通報規定の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規則および情報セキュリティ規則に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存･管理する。

(2) 取締役および監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 業務の執行に付随するリスクについては、リスク管理規則に従い、管理を行う。

(2) リスク管理方法等については、適宜見直しを行うこととし、特に業務の遂行については、安全性確保･品質向上に向けた対応を強化する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(3) 取締役会は、経営目標･予算の策定･見直しを行い、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

(4) 取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築する。

(5) 取締役会の業務執行機能を高めるため、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図る。

5．当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) グループ共通の経営方針をグループ全体へ周知徹底する。

(2) 当社の取締役およびグループ会社の代表取締役が参加する定期的な会議を開催することで、当社およびグループ会社間の情報の共有を図る。

(3) グループ会社全てに適用する関係会社管理規則に従い、グループ会社各社で管理、報告すべき事項および体制を定める。

(4) 当社およびグループ内における業務の執行において、グループ会社全てに適用するリスク管理規則に従い、グループ各社で管理、報告すべき事項および体制を整備する。

(5) 内部統制規則に従い、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(6) 当社およびグループ会社の監査役は、定期的に会合をもち、監査環境の整備状況等について意見交換を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の指揮命令権を監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を聴取し、取締役と意見交換をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するとともに、当該使用人に対する指示の実行性を確保する。

7．当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　監査役は、当社およびグループ会社の取締役会ほかの重要な会議に出席し、取締役および使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

8．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は監査役監査規定に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対しその説明を求めることができる。

(2) 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議または意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。

(3) 監査役は、当社およびグループ各社の代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(4) 監査役の半数以上を社外監査役とすることで、経営の透明性を担保する。

9．監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社およびグループ会社は、社内通報規定により、監査役に報告した者が報復等により不利益を被ることがないことを保証している。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をした時は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払を行う。
なお、監査役は、当該費用の支出に当たってはその効率性および適正性に留意するものとする。

11．財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 内部統制室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

12．反社会的勢力排除に向けた体制
当社およびグループ会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社の、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は上記12．に記載しており、その整備状況は以下のとおりであります。
(1)「役職員行動規範」内に「反社会的勢力･団体との関係遮断」として、反社会的勢力･団体に対してはその関係を遮断し、不適切な関係を持たない旨を定めております。

(2) 対応部署は、統括本部としております。

(3) 所轄警察署、外部専門機関などの情報を活用し、取引先の審査や株主の属性判断を行っております。

(4) 不当要求等の有事の際には、担当部署が速やかに担当取締役に報告し、弁護士や所轄警察署及び外部専門機関と連携をとり、組織全体として対応に当たります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

⑴ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。
しかしながら、我が国の資本市場における株式の大量買付行為の中には、対象となる経営陣の賛同を得ず一方的に行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値及び株主共同の利益を害するおそれのある不適切な大量買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

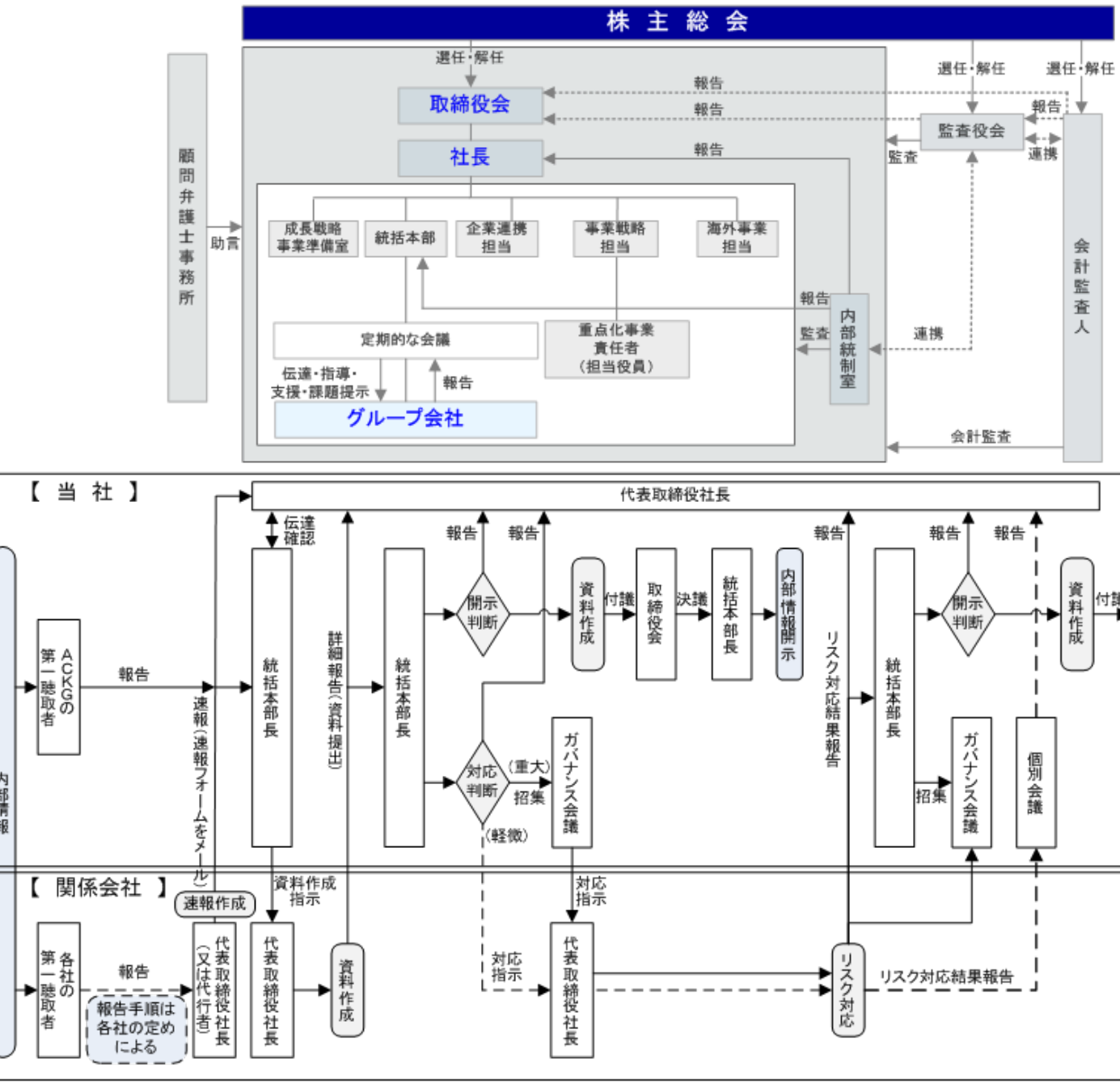
⑵ 基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は純粋持株会社であり、当社グループは建設コンサルタント事業をコアとしております。
当社グループの企業価値の源泉は、公共・公益事業を支える建設コンサルタントとして、約半世紀にわたり培ってきた経験と技術力にあります。具体的には、道路・河川・交通及び景観など、国内外の公共・公益事業に関する計画・調査及び設計等のコンサルタント業務ならびに、施工業務のノウハウ、十分な研鑽を積み、それら業務に精通した従業員の存在、また官公庁をメインとした顧客との間に築き上げられた信頼関係であります。これらの構築のためには新技術の研究開発及び人材の確保・育成など、短期的な利益追求ではない、中長期的ビジョンに立った経営を常に行っていく必要がございます。
当社グループは、各社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。
そのために重点化事業の投資を強化し、ナンバーワン・オンリーワンの技術・サービスを開発して、一層の重点化事業拡大を図ってまいります。また、グループ内外の連携を強化し、総合化・複合化する事業にワンストップで技術・サービスを提供いたします。さらに、国内公共・国内民間・海外の3軸市場の特性を踏まえ、グループとしての総合力を発揮して、競争力を高め、社会インフラ創造企業を目指します。

⑶ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社では、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）として、大量買付行為について一定の合理的なルールを設定いたしました。
本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。
本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、1.大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、2.当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。
本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

⑷ 本プランの合理性
本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由につきましては、以下のとおりであります。
1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること
3. 株主意思を重視するものであること
4. 独立性の高い社外者の判断の重視
5. 合理的な客観的要件の設定
6. 独立した地位にある第三者の助言の取得
7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



※内部情報とは、「第1節　第2章　内部情報および内部取引管理規則」の別表①「重要事実一覧表」に定める事項をいう。